

科学技術人材育成費補助金（研究開発マネジメント人材に関する体制整備事業）取扱要領

令和7年4月25日規程第27号
改正 令和8年1月20日規程第1号

（通則）

第1条 独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が交付する科学技術人材育成費補助金（研究開発マネジメント人材に関する体制整備事業）（以下「補助金」という。）の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）、科学技術人材育成費補助金（研究開発マネジメント人材に関する体制整備事業）交付要綱（令和7年3月28日文部科学大臣決定。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この取扱要領の定めるところによる。

（目的）

第2条 この取扱要領は、独立行政法人日本学術振興会業務方法書（平成15年規程第1号）第4条の規定に基づき、研究開発マネジメント人材の活躍を促進し、全国の大学等の研究力を強化するため、我が国全体の研究開発マネジメント人材の量的不足の解消及び質の向上を図るとともに、適切な処遇・キャリアパスの確立を推進するため、振興会から交付する補助金の交付の対象、申請、交付その他の取扱いに関する細目を定め、もって補助金の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 この取扱要領において「大学等」とは、国公私立大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第2項に規定する国立学校、公立学校及び私立学校である大学をいう。）、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関及びそれらの設置法人をいう。

- 2 この取扱要領において「採択大学等」とは、法第2条第3項に規定する補助事業者等として、補助金の交付対象となる事業の採択を受け、その遂行に関してすべての責任を有する大学等をいう。
- 3 この取扱要領において「補助事業者」とは、採択大学等をいう。
- 4 この取扱要領において「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による補助金の他の用途への使用又は補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反した使用をいう。
- 5 この取扱要領において「不正受給」とは、補助事業者が、偽りその他不正の手段により補助金を受給することをいう。
- 6 この取扱要領において「不正行為」とは、補助金の交付対象となる事業において報告された内容に示されたデータ、情報、調査結果等の故意又は基本的な注意義務を著しく怠ったことによるねつ造、改ざん又は濫用をいう。
- 7 この取扱要領において「電磁的方法」とは、振興会の使用に係る電子計算機と採択大学等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して通知又は提出する方法をいう。

(補助金の交付の対象)

- 第4条 この補助金の交付の対象となる事業は、交付要綱第4条第1項第1号に基づいて、振興会が決定する採択大学等において行われる研究開発マネジメント人材に関する体制整備事業（以下「補助事業」という。）とする。
- 2 補助事業の決定は、振興会が行う公募及び審査を経て行うものとする。
 - 3 補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち補助金交付の対象として振興会が認める経費とする。
 - 4 第1項の規定に関わらず、補助金の不正使用、不正受給又は補助金による補助事業に関する報告並びに研究活動における不正行為を行った者並びにそれに共謀した者が中心的な役割を果たす事業については、次の各号に定める期間、補助金を交付しない。
 - 一 補助金の不正使用を行った者及びそれに共謀した者が中心的な役割を果たす事業については、補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降2年間。ただし、補助事業以外の用途への補助金の不正な使用を行った者及びそれに共謀した者が中心的な役割を果たす事業については、補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降2年以上5年以内の期間。
 - 二 補助金の不正受給を行った者及びそれに共謀した者が中心的な役割を果たす事業については、補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降5年間。
 - 三 補助金による研究活動における不正行為があったと認定された研究者（当該不正行為があったと認定された論文等の内容について責任を負う著者として認定された研究者を含む。）が中心的な役割を果たす事業については、補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降1年以上10年以内の期間。
 - 5 第1項の規定に関わらず、科学研究費補助金取扱規程第4条第3項の特定給付金等を定める件（平成16年8月24日文部科学大臣決定。以下「大臣決定」という。）に定める給付金の不正な使用及び受給を行った、又は当該給付金による研究活動における不正行為の認定をされたことにより、当該給付金を一定期間交付しないこととされた者が中心的な役割を果たす事業については、大臣決定に定める期間、補助金を交付しない。

(公募及び審査)

- 第5条 前条第2項の規定による公募に申請をしようとする者は、別に定める公募要領に基づき、補助事業に関する申請調書を別に定める様式により振興会に提出するものとする。
- 2 前項の申請調書の提出期間については、振興会が公表する。
 - 3 振興会は、採択大学等及び交付しようとする交付額（以下「交付予定額」という。）を定めるに当たっては、補助金の配分等に関する事項を審議する研究開発マネジメント人材に関する体制整備事業審査委員会に諮るものとする。
 - 4 前項の委員会の組織及びその運営については、別に定める。

(交付予定額の通知)

- 第6条 振興会は、採択大学等及び交付予定額を定め、その者に対し交付予定額を通知するものとする。

(交付の申請)

- 第7条 振興会に対して補助金の交付を申請することができる者は、採択大学等とする。
- 2 採択大学等は、振興会の指示する時期までに、交付申請書を別に定める様式により振興会に提出しなければならない。

3 採択大学等は、前項に規定する補助金の交付の申請を行うにあたり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについてはこの限りではない。

（交付の決定）

第8条 振興会は、前条により補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査するものとする。

2 振興会は、前項の調査の結果、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付の決定を行うものとする。

3 振興会は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第3項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

4 振興会は、補助金の交付の条件（以下「交付条件」という。）として、必要な事項について定めるものとする。

5 振興会は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を採択大学等に通知するものとする。

6 補助金の交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、前条の交付申請書が振興会に到達してから30日とする。

（申請の取下げ）

第9条 採択大学等は、前条第5項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、振興会の定める期日までに申請の取下げをすることができるとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（補助金の使用制限）

第10条 補助事業者は、交付条件において認められる場合を除き、補助金を補助事業に必要な経費にのみ使用しなければならない。

（実績報告書）

第11条 採択大学等は、補助事業を完了した場合（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）は、完了後2ヶ月以内に実績報告書を別に定める様式により振興会に提出しなければならない。補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も同様とする。

2 採択大学等は、前項に規定する実績報告書を提出するにあたり、補助金にかかる消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 振興会は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合においては、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、採択大学等に通知するものとする。

2 振興会は、補助金の交付の申請時において補助金にかかる消費税等仕入控除税額が明らかでないものについて、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、そのときにおいて当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。

(補助金の返還)

第13条 振興会は、前条第1項の規定により採択大学等に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を採択大学等に命ずるものとする。

2 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 採択大学等は、補助金の交付申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについて、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書を振興会に提出しなければならない。

2 振興会は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前条第2項の規定は、前項に基づく補助金の返還を命ずる場合において準用する。

(交付決定の取消し等)

第15条 振興会は、補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第8条第2項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

一 補助事業者が、法令、本取扱要領、交付条件、補助金の交付の決定の内容又は法令若しくは本取扱要領若しくは交付条件等に基づく振興会の処分若しくは指示に違反した場合

二 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合

三 補助事業者が、補助事業において、補助金の不正使用又は不正受給をした場合

四 補助事業者が、補助事業に関する報告及び研究活動において不正行為をした場合

五 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 前項第一号から第四号の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

3 振興会は、第1項の規定による取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 4 振興会は、第1項第一号から第四号の規定により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
- 5 第14条第2項の規定は、第3項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付を命ずる場合において準用する。

(電磁的方法による通知)

- 第16条 振興会は、補助金に係る通知を、電磁的方法をもって行うことができる。
- 2 前項の通知について、振興会は採択大学等の使用に係る電子計算機によって当該通知を閲覧することが可能になったことをもって、到達したものとみなす。

(電磁的方法による提出)

- 第17条 採択大学等は、法、令、交付要綱、本取扱要領又は交付条件の規定に基づく申請、届出、報告その他振興会に提出するものについては、適化法第26条の3第1項の規定に基づき電磁的方法により提出することができる。
- 2 前項の規定により申請書等の提出が電磁的方法によって行われたときは、振興会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に振興会に到達したものとみなす。

(帳簿関係書類等の整理)

- 第18条 補助事業者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収証書等関係書類を整理し、補助金の交付を受けた事業終了後5年間保管（電磁的記録による保存も可能とする。）しておかなければならない。

(経理の調査)

- 第19条 振興会は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

(補助事業の状況の調査)

- 第20条 振興会は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の状況に関する報告書の提出を求め、実地に調査することができる。

(報告の公表)

- 第21条 振興会は、実績報告書及び第19条並びに前条の報告書の全部又は一部を公表することができる。

(その他)

- 第22条 この取扱要領に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月25日から施行する。

附 則（令和8年規程第1号）

この規程は、令和8年1月20日から施行する。